2027 年度入学予定者　予約採用【大学院】

必要書類等確認書

この書類は全員**提出必須**

私（下記の申請者）は以下の全てについて誓約したうえで、日本学生支援機構奨学金の申込を行います。

☐　この書類上の申告内容は事実と相違ありません。また、虚偽申告や義務不履行があった場合は、奨学金の採用取消、打切り、返金等に異存ありません。
☐　採用後は大阪大学ウェブサイト掲載の「奨学生の義務」を遵守します。

入学予定の研究科	研究科	申請者氏名		記入日	年　月　日
TEL（携帯又は固定）		スカラネットに登録したEメールアドレス			
スカラネット受付番号	1 0 6 0 0 5		-	0 6	-

「Ⅰ」～「Ⅱ」の「確認項目」を順番に確認し、該当項目に「✔」をして提出が必要な書類または手続きを確認してください。

【注意】『奨学金確認書兼地方税同意書』は、以下とは別に郵便局から日本学生支援機構へ送付する。誤って大学へ提出しないこと

Ⅰ.　申請者（あなた）本人の状況及び必要書類または手続き

#	確認項目	該当に✔	提出が必要な書類（未完了は「受付不可」）	備考
1	**全員提出**	✔	提出書類申告書　（この書類）	・阪大ウェブサイトからダウンロード
2	**全員提出**		430 円の未使用レターパックライト 「郵便番号」欄、「お届け先(To)」欄（申請者の住所*・氏名・電話番号）を記入。「品名」欄に『書類』と記入。	*2027 年 2 月上旬に確実に郵便が届く宛先の住所 ・「ご依頼主（From）」欄は記入しない。 ※原則として「選考結果通知」の送付のために使用しますが、申請後「受付不可」となった場合等には、申請書類の返却に使用することがあります。
3	以下いずれかの研究科に進学予定 人文学 / 連合小児発達学		【修士・博士前期課程入学予定者】 学部、高等専門学校又は専修学校専門課程の『成績証明書』 【博士後期課程入学予定者】 修士・博士前期課程の『成績証明書』	・大学への編入学歴がある場合は編入学前の学校の『成績証明書』も必要です。 ・高専から大学院へ進学予定者は高専教育課程(本科)及び専攻科分の提出が必要です。
4	日本国籍を有していない		以下のいずれか ・在留カード（又は特別永住者証明書）のコピー ・在留資格と在留期間記載の住民票の写し（原本）	・特別永住者と永住者は在留期間の記載不要 ・在留期間延長申請中は延長申請書類のコピーも必要
5	日本国籍を有しておらず在留資格が「家族滞在」		「出入国記録の写し」【原本】	・出入国在留管理局に開示請求し取得したもの ・発行には時間がかかるので至急請求推奨！
6	マイナンバーカードがない	大学には提出しない	住民票がある自治体（役所等）で『マイナンバー記載の住民票の写し』を発行し、「マイナンバー提出用サイト」からマイナンバーを提出する ※発行した『マイナンバー記載の住民票の写し』はマイナンバーの参照に使用し、大学には絶対に提出しないこと ※日本国内に住民票がない場合は下記 7 に回答する	左記書類を発行できた場合は、「マイナンバー提出用サイト」(『貸与奨学金案内(大学院予約)』p30)の「マイナンバー提出可否の選択」では、「提出できます」を必ず選択すること ※「提出できません」を選ぶと審査が大幅に遅れます。 ※　マイナンバーを確認できる書類は絶対に大学には提出しないこと
7	日本国内に住民票がない		機構所定の『マイナンバーに代わる提出書類』（『課税証明書』等の添付が必要）	日本学生支援機構 HP からダウンロード (掲載ページは『貸与奨学金案内』p29 を参照)
8	2026 年 1 月 1 日時点で、日本国内に住んでいなかった		『海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書』 ※上記に加えて、記入した収入・所得や扶養等について証明する書類も添付必要	日本学生支援機構 HP からダウンロード (掲載ページは『貸与奨学金案内』p29 を参照)
9	「授業料後払い制度」を申請する（修士段階※入学予定者のみ申請可）		以下を理解したうえで申請すること 採用後の『返還誓約書』（『貸与奨学金案内』p38）を提出する前に休学や退学等の学籍異動を願い出る場合は授業料の後払いができず、納入が必要となる	※　「修士段階」は博士前期課程、修士課程、生命機能研究科 1～2 年次、高等司法研究科が該当 ※　「授業料後払い制度」申請者は「第一種奨学金」申請不可
10	博士課程※に入学予定で第一種奨学金を申請する		博士課程の第一種奨学金申請に関する確認書	※　「博士課程」は博士後期課程、医歯薬学 4 年制博士課程、生命機能研究科が該当
11	長期履修生として入学する予定である		以下のカッコ内に長期履修予定期間を記入 （2027 年　月 ～　年　月）	・長期履修とは、標準修業年限を超えて教育課程を履修する制度（制度の詳細は入学予定の研究科へ確認。） ・長期履修生の奨学金貸与可能期間については『貸与奨学金案内』p11 参照
12	「入学時特別増額貸与奨学金」を希望する		申請時点では必要な書類等はありませんが、採用候補者に決定した後で入学するまでに、「国の教育ローン」申込が必要。	左記の例外として「国の教育ローン」申込が不要な場合については『貸与奨学金案内』p35～p36 参照。
13	あなた自身に住民税が課税されていて、かつ、進学のために 2026 年 4 月から 2027 年 3 月の間に離職（又は無給休職）し、年収が減少する（した）	収入減少なしなら✓しない	以下のすべてが必要 ・ スカラネット「⑨-1.(2)-(d)」で「はい」選択 ・ 『貸与奨学金案内』p34 の 6 「(3)申請方法」の必要書類（1）～(5)のいずれかの書類	・ 配偶者の離職（休職）は該当しない ・ 申請時に離職（休職開始）日を迎えていない場合は、必要書類（1）～(5)を離職(休職開始)後速やかに提出 ※提出がない場合は特例措置が適用されません。

Ⅱ.　配偶者の状況及び提出書類　※申請者本人（あなた）に配偶者がいない場合は回答不要

#	確認項目	該当に✔	提出が必要な書類（提出漏れは「受付不可」）	備考
21	配偶者のマイナンバーカードがない	日本学生支援機構へ提出	配偶者の住民票がある自治体（役所等）で配偶者に係る『マイナンバー記載の住民票の写し』を発行する ※発行した『マイナンバー記載の住民票の写し』はマイナンバーの参照に使用し、大学には絶対に提出しないこと ※日本国内に住民票がない場合は下記の「22」に回答する	左記書類を発行できた場合は、「マイナンバー提出用サイト」(『貸与奨学金案内』p30)の「マイナンバー提出可否の選択」で、「提出できます」を必ず選択すること ※「提出できません」を選ぶと審査が大幅に遅れます。 ※　マイナンバーを確認できる書類は絶対に大学には提出しないこと
22	配偶者は日本国内に住民票がない		機構所定の『マイナンバーに代わる提出書類』（『課税証明書』等の添付が必要）	日本学生支援機構 HP からダウンロード (掲載ページは『貸与奨学金案内』p29 を参照)
23	配偶者が 2026 年 1 月 1 日時点で、日本国内に住んでいなかった		『海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書』 上記に加えて、記入した収入・所得や扶養等について証明する書類も添付必要	申請期限までに書類提出できない場合は、後日、日本学生支援機構から提出指示があった時点で申告されたメールアドレスあて通知しますので、通知を受け次第速やかに提出できるようご準備ください。